

不足病床機能転換施設・設備 整備事業について

平成30年11月 熊本県健康福祉部

1 協議の流れ その1

地域調整会議で適否に関する協議を行う。主な流れは次のとおり。

- ① 冒頭に、県及び補助金交付を希望する医療機関（以下「申請者」）から申請の概要を説明する。
- ② 申請者は、必要に応じて、委員からの質問に対して説明を行う。

1 協議の流れ その2

③ 委員は、県及び申請者からの説明等を聞いた後に、申請内容について適否に関する協議を行う。

※ 申請者が地域調整会議の委員の場合、委員として自己の申請に係る協議には参加できないものとする。

④ 後日、県医療政策課が調整会議の結果を踏まえて、適否の結果を通知(内示)する。

【参考】病床数の必要量と病床機能報告数との比較

区 域 名	病床機能	病床数の必 要量 (A)	2017年度病 床機能報告 病床数 (B)	差 (A) - (B)
菊 池	高度急性期	64	0	64
	急性期	453	876	▲ 423
	回復期	578	429	149
	慢性期	589	1,428	▲ 839
	計	1,684	2,733	▲ 1,049

2 協議における着眼点

【(1) 施工内容】

- ① 事業計画の内容（回復期の病床機能への転換）を達成するための施行内容となっているか。
⇒認められない項目：病床機能の転換に関係のない
壁紙の張り替え（メンテナンスに相当）等

【(2) 事業内容】

- ① 転換後の主な機能が回復期病床として妥当か。
- ② 事業実施理由が地域医療構想の考え方（病床機能の分化・連携）に沿っているか、地域医療への貢献が認められるか。
- ③ 近隣の他の病床機能（急性期又は慢性期）を持つ医療機関との連携体制が明確か。